

令和 7 年(2025 年) 9 月 19 日
つくば市福祉部高齢福祉課

令和 6 年度 介護保険事業所等における事故報告及び感染症集団発生報告
集計結果の公表について

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に、介護保険事業者等からつくば市に報告のあった事故報告及び感染症集団発生報告について集計結果を公表します。

1 事故報告

(1) 集計結果

期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
総報告件数	193 件（うち市内事業所 182 件、市外事業所 11 件）
報告件数	179 件（うち市内事業所 169 件、市外事業所 10 件）
事故発生件数	177 件（うち市内事業所 167 件、市外事業所 10 件）
負傷者等人数	179 人（うち男性 49 人、女性 130 人）

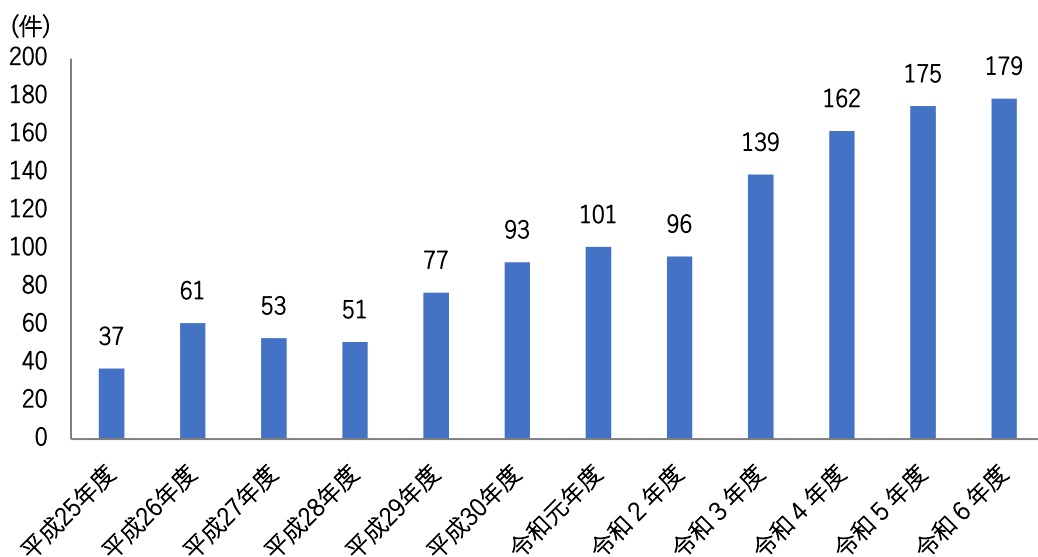
※同一事故で複数の負傷者が報告されたケースがあるため、合計が一致しない

総報告件数：続報(第 2 報、最終報告等)を含む件数。第 1 報後、必要に応じて状況の変化等が報告される。

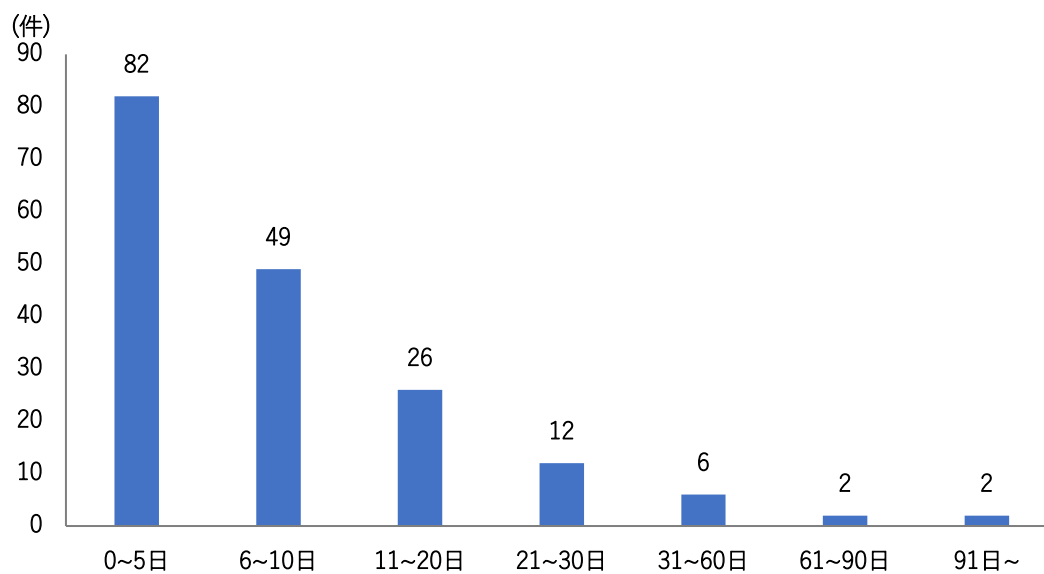
報告件数：対象期間内につくば市に報告のあった件数。同一事故で複数の負傷者が発生し、個々人の報告がされたケースも 1 件と数えているため、同一事故が重複した件数となっている。

事故発生件数：対象期間内に発生した事故の件数。同一事故で複数の負傷者が発生し、重複した報告を 1 件と数えている。

前年度の報告件数より 4 件増加した。



事故発生日から事故報告書の提出までの平均日数は 11.9 日だった。

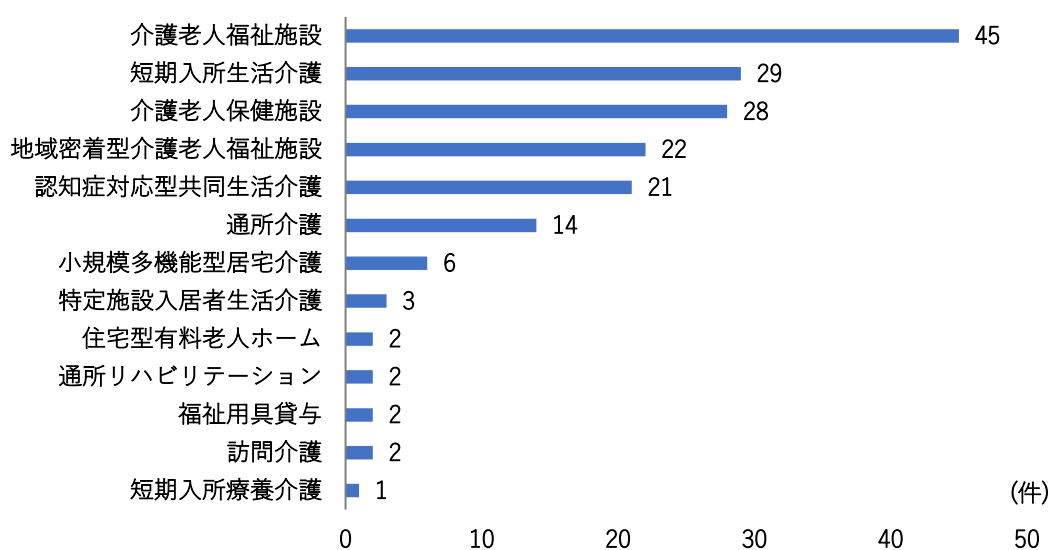


※第 1 報は遅くとも事故発生後 5 日以内を目安に報告することとされている

(2) 項目別発生件数

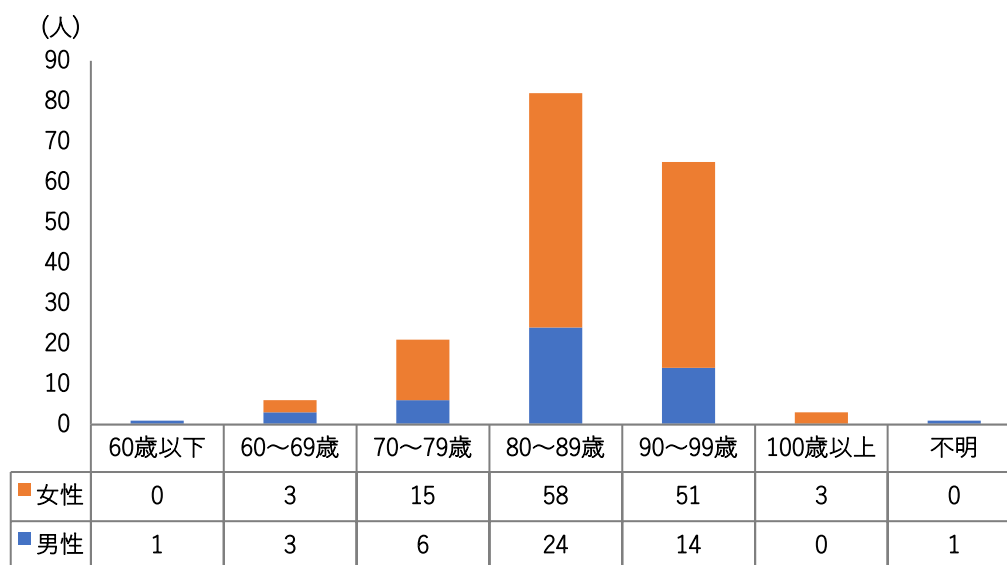
①サービス種

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が最も多く、45 件だった。



②年齢

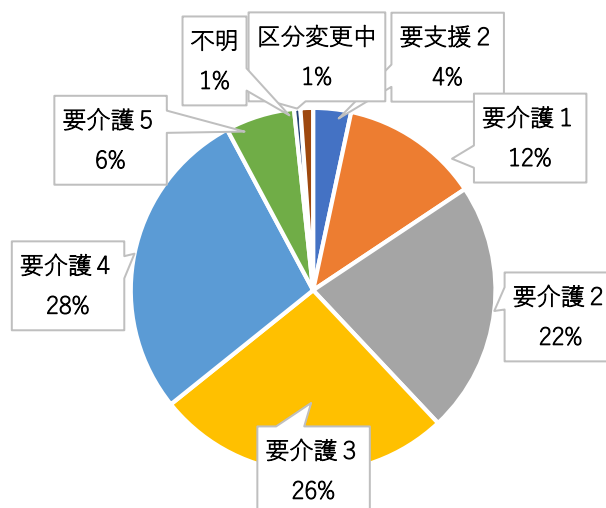
男性、女性ともに 80～89 歳が最も多く、男性 24 人、女性 58 人だった。



③要介護度

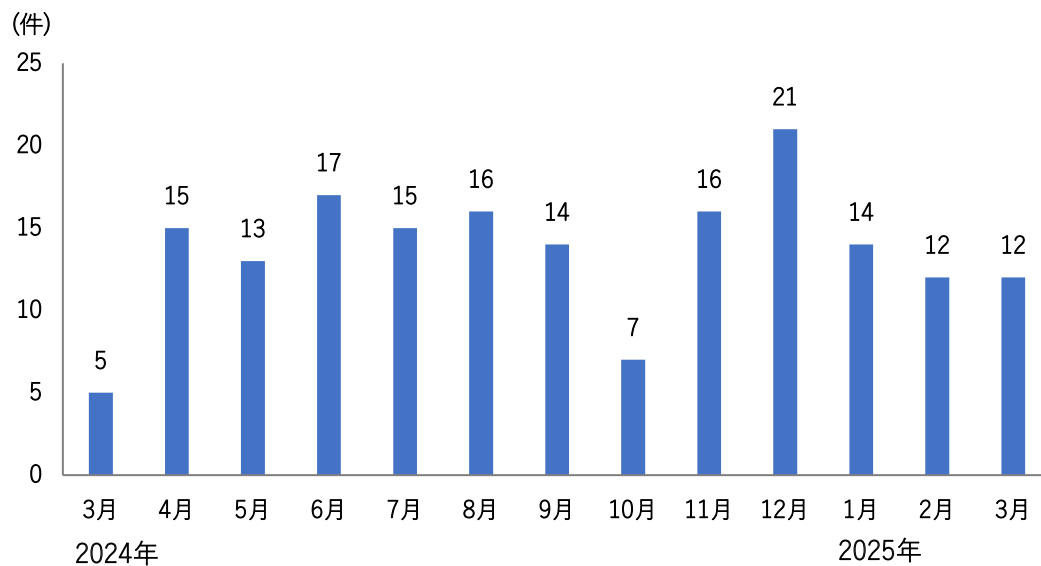
要介護 3、要介護 4 で多い傾向が見られた。

介護度	人数
要支援 1	0
要支援 2	6
要介護 1	22
要介護 2	40
要介護 3	47
要介護 4	50
要介護 5	11
区分変更中	1
不明	2



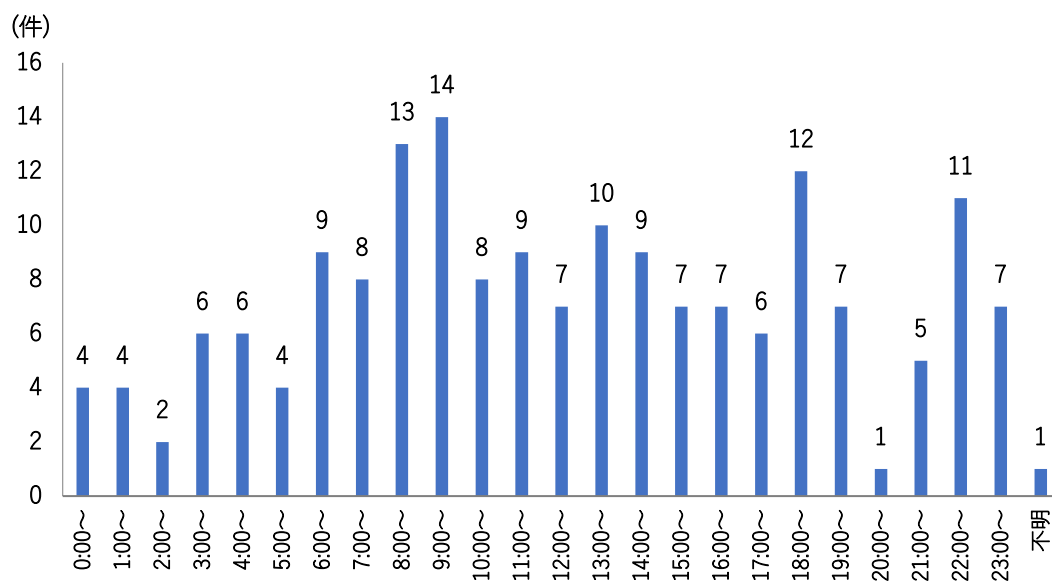
④発生月

12月が最も多く、21件だった。



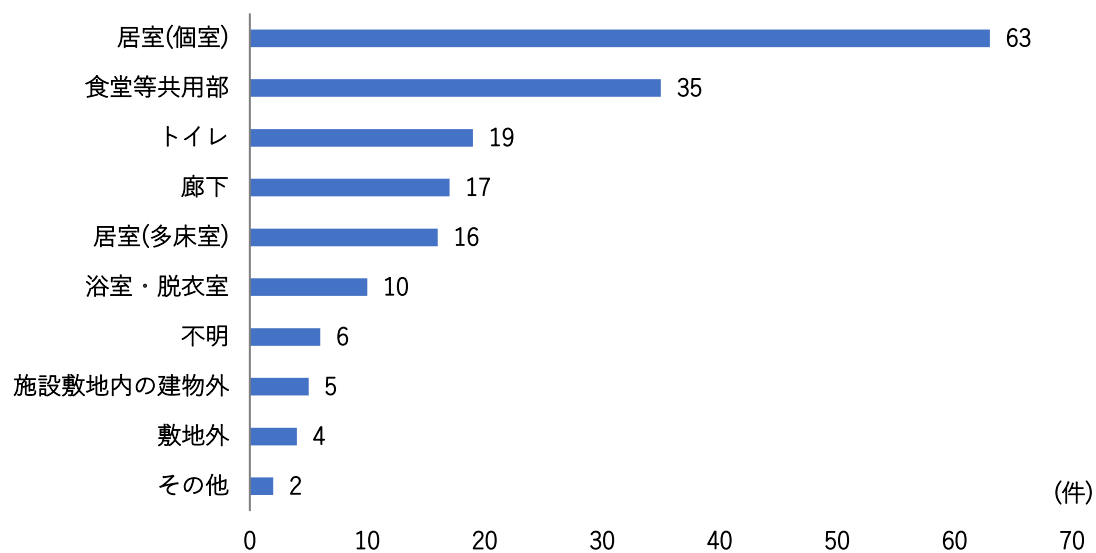
⑤発生時間帯

9時台が最も多く、14件だった。



⑥発生場所

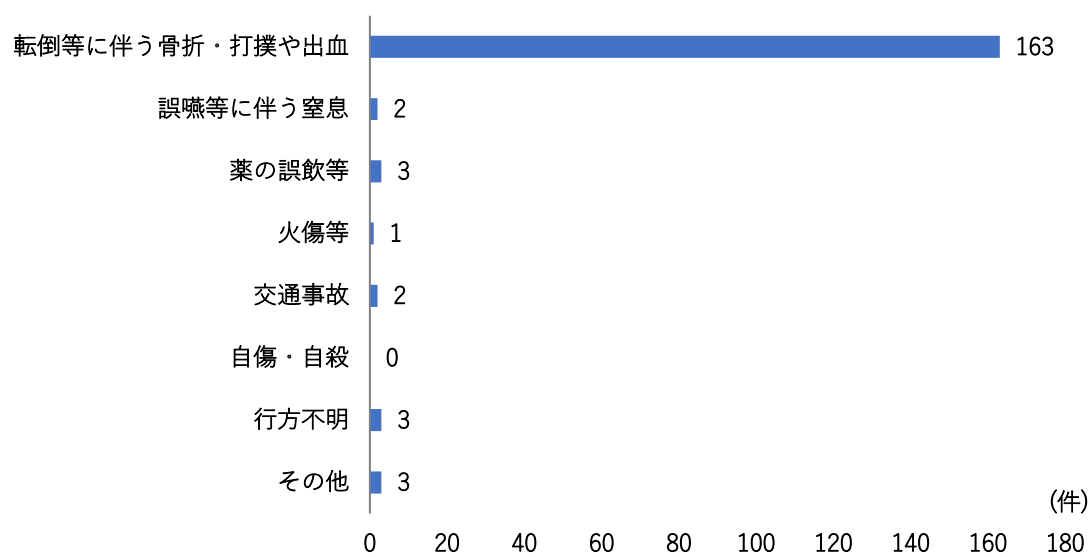
居室(個室)が最も多く、63 件だった。



⑦事故の原因

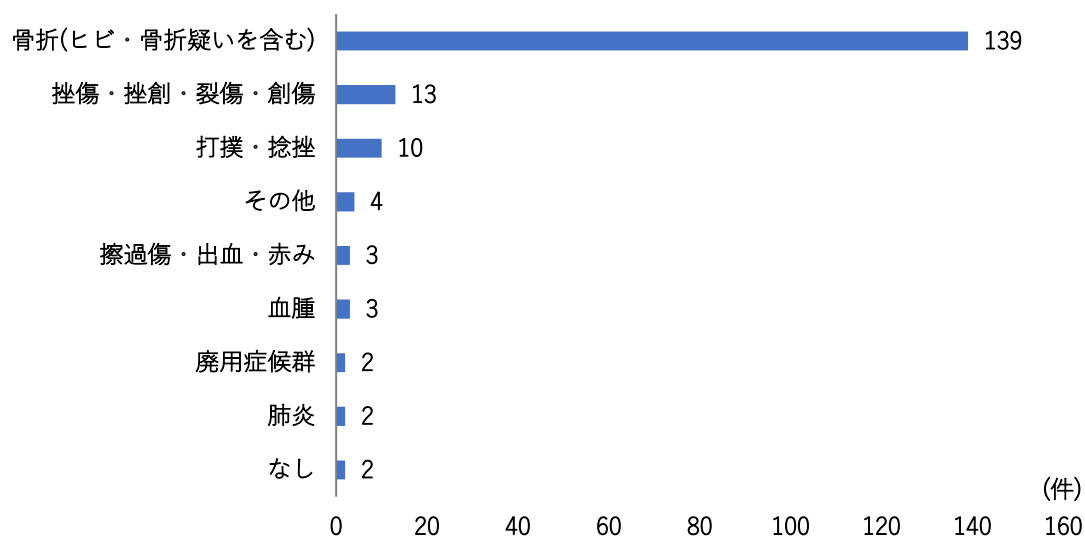
ア 事故の原因

転倒等に伴う骨折・打撲や出血が最も多く、163 件だった。



イ 転倒等に伴う骨折・打撲や出血の負傷等の詳細

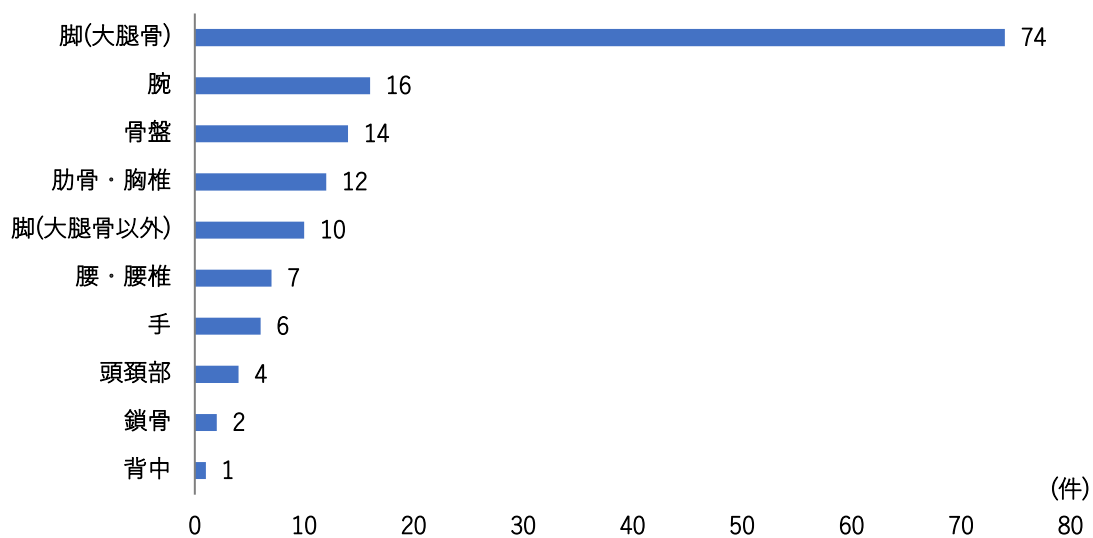
骨折(ヒビ・骨折疑いを含む)が最も多く、139 件だった。



※ 1 件で複数の損傷が報告されたケースがあるため、事故の件数とは合計が一致しない

ウ 骨折による損傷部位詳細

大腿骨が最も多く、74 件だった。



※ 1 件で複数の骨折が報告されたケースがあるため、骨折の件数とは合計が一致しない

⑧死亡事故

短期入所生活介護で 1 件だった。

(3) 事例

※自傷・自殺は該当事例がないため、未記載

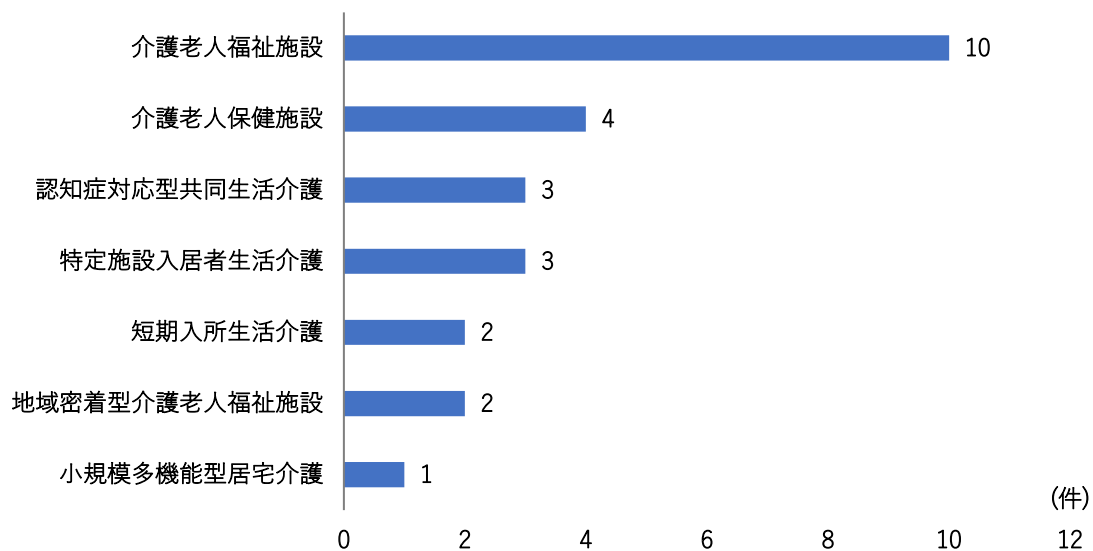
事故の原因	事故の内容	負傷の状況 (診断名/部位)	再発防止策
転倒等に伴う骨折・打撲や出血	(1) 車いすで移動中に身体が前のめりになり、転落してしまった。 (2) 車いすから立ち上がり歩き出したところ、転倒してしまった。 (3) シルバーカー使用にて歩行中、方向転換をしようとしてバランスを崩し転倒してしまった。 (4) 車いすへの移乗時にバランスを崩されたため、引き上げようと脇の下に手を差し込んだところ、ポキッという音がした。	(1) 特になし (2) 骨折/大腿骨転子部 (3) 骨折/大腿骨転子部 (4) 骨折/左肩	・対応手順の遵守・徹底(職員2名で対応する、車いす移動時の対応方法、声かけ・見守りの位置) ・福祉用具の検討 ・衝撃吸収クッション入りパンツや頭部保護帽子の使用 ・家族での外出時には、介助者に利用者の身体機能の程度を伝える
誤飲等に伴う窒息	食事を咀嚼せず飲み込んでしまい、喉に詰まらせてしまった。	誤嚥性肺炎	・食事形態の変更(誤嚥しやすいものは細かくして提供する、咀嚼を促すため、ソフト食から一口大にする) ・カラトリーの変更 ・座席の変更

薬の誤飲等	(1) 夕食時に誤って朝食薬を服薬させてしまった。 (2) 誤った服用数を服薬させてしまった。	(1) 特になし (2) 特になし	・配薬手順の再確認・遵守(ロールプレイングを行う) ・リスクの確認(薬の効果・副作用を把握する) ・職員間の情報共有
火傷等	食事中、お碗を落としてしまい、味噌汁が足にかかってしまった。	火傷	・汁物の温度を低くする ・食器の変更 ・見守りの強化
交通事故	利用者宅へバッグで進入中、塀にドアを擦ってしまった。	特になし	・安全確認・安全運転の周知徹底
行方不明	夜間巡視時、利用者の姿が見当たらず、施設内を探すと窓が開いていた。	擦過傷/膝	・見守りの強化(巡視の回数を増やす) ・赤外線やカメラ、防犯ブザーの設置 ・二重施錠の実施
その他 (医療処置関連(チューブ抜去等))	入浴介助後、車いすへ移乗する際カテーテルを踏んでしまい、バルーンが抜けてしまった。	陰部から出血	・入浴手順の再確認(移乗する際、カテーテルの位置を声に出して確認する)

2 感染症集団発生報告

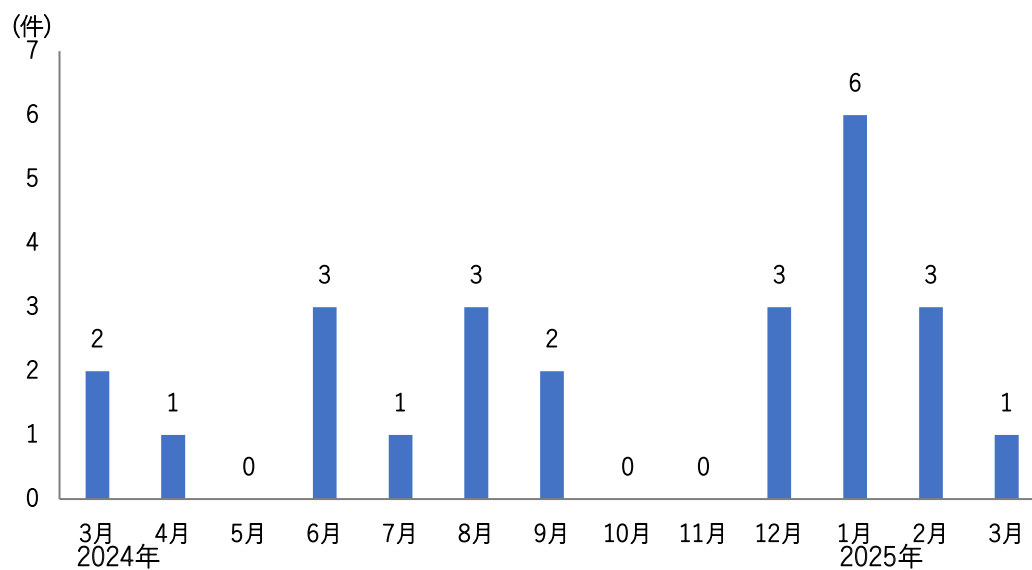
(1) サービス種

介護老人福祉施設が最も多く、10 件だった。



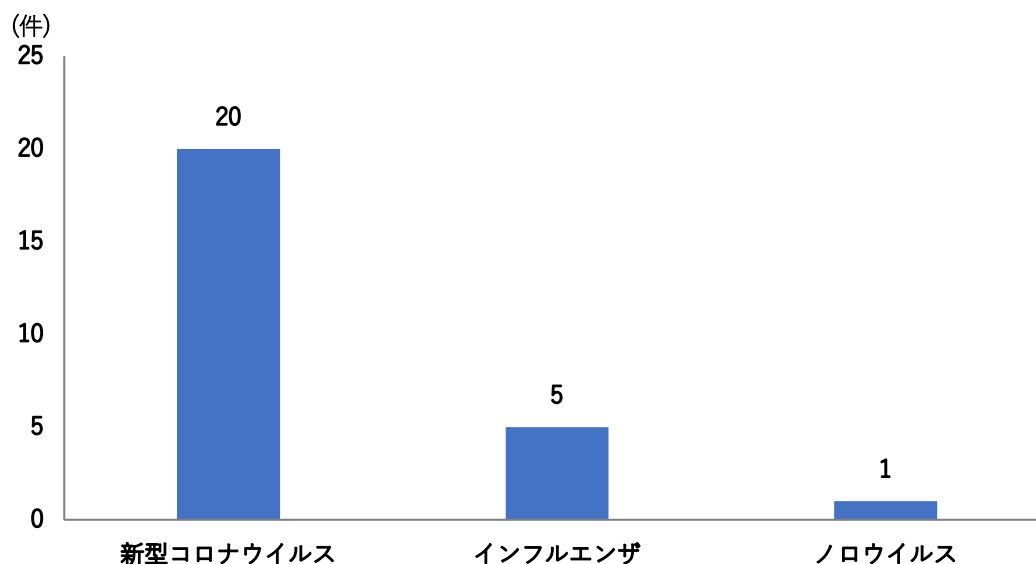
(2) 発生月

1 月が最も多く、6 件だった。



(3) 感染症

新型コロナウイルスが最も多く、20 件だった。



※ 1 件で複数の感染症が報告されたケースがあるため、報告件数とは合計が一致しない

3 事故の発生防止・再発防止のために

(1) 事故報告について

事故報告は、発生した事故や対応を検証し、事故の発生防止・再発防止を目的としており、事業者の指導や責任追及を目的としたものではありません。事故報告書の作成を通じて、事故の原因分析、事例検討や再発防止策の実施状況・検証等にご活用いただくとともに、事業所内で情報共有をしていただき、事故の発生防止・再発防止に役立てていただければと思います。今後も事故発生時の早急なご報告にご協力くださいますようお願いいたします。

○提出書類：事故報告書 国の標準様式をご使用ください。

※令和 6 年度に様式を改定しております。別添の事故報告書様式をご使用ください。

○判断基準：つくば市では、報告が必要となる事故の判断基準を示しております。別添の判断基準をご確認ください。

○提出方法：メール、FAX、窓口持参、郵送にてご提出を受付けております。

・令和 6 年度の様式改定に伴い、集計ツールを用いた分析を行うため、原則メールでご提出をお願いいたします。その際は Excel ファイルで添付ください。

・FAXでご提出する場合は、不鮮明な箇所がないかご確認の上、送付くださいますようお願いいたします。

○提出目安：事故発生後遅くとも5日以内を目安にご提出ください。第1報は1から6までを記載し、7から9については第2報としてご報告いただくことも可能です。

※感染症の集団発生時は、集団発生報告書をご使用ください。報告基準や様式はつくば保健所ホームページをご確認ください。

（2）再発防止策の評価

再発防止策として、事故の原因分析を基に事故の再発を防止するための対応策を講じていただいているところですが、再発防止策を実施したものの、新たな事故が発生してしまったケースも報告されています。事故報告書の記載事項にもあるように再発防止策の取り組みの効果等の評価をお願いいたします。また、新たな事故が発生した場合は、第2報以降続報としてご報告ください。

（3）マニュアルの確認・見直し

事故対応マニュアル等各種マニュアルを作成し、ご活用いただいているところですが、マニュアルに記載のある手順を怠ってしまったことが原因のケースもあり、特に誤薬事故で多く報告されています。ミーティングや委員会を活用し、マニュアルの定期的な確認と見直しをお願いいたします。

（4）行政サービスの活用

認知症の方とご家族向けに「つくば市認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業」があります。

①事前登録制度

事前にネットワークに登録することで、行方不明になった際に迅速に対応できるようにします。

②おでかけ見守りシール **在宅の方のみ対象**

二次元バーコードのついたシールを発見者が読み取ると、保護者に通知が届きます。

③行方不明時の情報提供

行方不明になった際に、認知症メールまたはFAXで行方不明情報を配信します。

詳しくは『保健福祉関係者のための高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識 2024』をご参照ください。（ミニ知識 73 ページ参照）

https://www.city.tsukuba.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushibuchiikiokatsushienka/gyomuannai/2/1/mini_chishiki.html

4 事故報告書に関する質問

No.	質問	回答
1	つくば市が定める「事故報告書を提出すべきけがや事故の判断基準」について サービス提供中に記載のある虐待(疑い含む)について、訪問介護、訪問看護等で自宅を訪問した際に家族からの虐待の可能性がある場合は報告が必要か。	在宅で家族からの虐待が疑われる場合は、事故報告書の提出は必要ありません。地域包括支援課にご報告をお願いします。ただし、施設・在宅、病院の受診の有無を問わず介護従事者による虐待または虐待が疑われる場合は、速やかに高齢福祉課へ通報を行ってください。
2	医療保険の利用者について、事故報告は必要か。	つくば市への事故報告書の提出は必要ありません。医療保険による利用者の事故が発生した場合は、保険者(保険証の発行元)へ確認し、必要な対応を行ってください。

問合せ・提出先

つくば市福祉部高齢福祉課 計画・施設係

〒305-8555 つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL 029-883-1111(内線 1232)

FAX 029-868-7534

E-mail wef030@city.tsukuba.lg.jp